
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 9 号
令和 5 年 3 月 15 日

那 覇 市 監 査 委 員	宮	城	哲
〃	城	間	貞
〃	奥	間	亮

令和 4 年度後期定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項に基づき実施した
令和 4 年度後期定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年度後期定期監査報告書

第1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和2年那覇市監査委員告示第1号）

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務事務の執行に関する定期監査

第3 監査の対象

1 対象範囲

令和3年度に執行された予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等の財務に関する事務。なお、必要と認める場合は、現年度及び過年度も範囲に含むものとした。

2 対象部署

(1) 総務部

総務課、秘書広報課、平和交流・男女参画課、人事課、管財課、法制契約課、防災危機管理課

(2) 企画財務部

企画調整課、財政課、情報政策課、市民税課、資産税課、納税課

(3) 都市みらい部

都市計画課、道路建設課、道路管理課、花とみどり課、公園管理課

(4) まちなみ共創部

まちなみ整備課、建築工事課、市営住宅課、建築指導課、技術総務課

第4 監査の着眼点

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた旧都市監査基準準則第22条別項「第1財務事務監査の着眼点」に準じ、主として以下の事項とした。

1 予算の執行及び事務処理

(1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

(2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。

2 収入事務

(1) 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。

(2) 収入の消込み誤り、漏れ及び遅延しているものはないか。

(3) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

3 支出事務

(1) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(2) 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。

(3) 請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。また、契約書に定められた期間内に支払われているか。

(4) 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。

4 契約事務

- (1) 指名競争入札、随意契約による場合、その理由は適正か。
- (2) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。
また、これらの内容は適正か。
- (3) 監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか。

5 財産管理事務

- (1) 財産の取得及び処分の手続は適正か。違法又は不当なものはないか。
- (2) 財産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。
- (3) 物品は正しく分類整理されているか。また、備品シールなどは正確に貼付されているか。
- (4) 基金設置目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、確実、効率的に運用されているか。

第5 監査の主な実施内容

- 1 監査対象部署に関係書類の提出及び提示を求めた。
- 2 事務局職員による予備監査を実施した。
- 3 監査委員による監査を実施した。

第6 監査の期間、日程及び実施場所

- 1 期間 令和4年10月14日から令和5年2月27日まで

- 2 主な日程

- (1)実施通知日：令和4年10月14日(金)
 - (2)予備監査：令和4年12月12日(月)～12月15日(木)
 - (3)監査委員監査：令和5年1月30日(月)、31日(火) 2月1日(水)
 - (4)監査委員協議：令和5年2月14日(火)、21日(火)
 - ①監査の結果に関する報告協議
 - ②那覇市監査委員監査基準第19条の規定による弁明等の聴取については、実施しないことを決定
- ：令和5年2月27日(月)
- ①監査の結果に関する報告の決定

- 3 実施場所

対象部署及び監査会議室（本庁舎12階）

第7 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、次の指摘事項等の各事項に述べるとおり、一部に改善を要する状況や好ましくない状況があった。

なお、軽微な事項については、口頭による指導を行った。

1 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

(1) 指摘事項等の内容別件数 (単位：件)

区分(*注1) 部局・課名	指摘事項等の内容別件数(*注2)				
	指摘事項	是正事項	注意事項	要望事項	合計
総務部	-	1	7	-	8
総務課	-	-	-	-	-
秘書広報課	-	-	-	-	-
平和交流・男女参画課	-	-	1	-	1
人事課	-	-	3	-	3
管財課	-	-	3	-	3
法制契約課	-	-	-	-	-
防災危機管理課	-	1	-	-	1
企画財務部	-	1	9	1	11
企画調整課	-	-	2	-	2
財政課	-	-	-	1	1
情報政策課	-	-	5	-	5
市民税課	-	-	-	-	-
資産税課	-	-	1	-	1
納税課	-	1	1	-	2
都市みらい部	-	-	18	-	18
都市計画課	-	-	4	-	4
道路建設課	-	-	-	-	-
道路管理課	-	-	5	-	5
花とみどり課	-	-	3	-	3
公園管理課	-	-	6	-	6
まちなみ共創部	-	-	2	-	2
まちなみ整備課	-	-	-	-	-
建築工事課	-	-	-	-	-
市営住宅課	-	-	-	-	-
建築指導課	-	-	1	-	1
技術総務課	-	-	1	-	1
合計	-	2	36	1	39

(*注1) 指摘事項等の区分は、次のとおりとする。

- (1) 指摘事項：重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。
- (2) 是正事項：改善を要する悪い状況を改め正すこと。
- (3) 注意事項：好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。
- (4) 要望事項：予算執行の効果及び事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

(*注2) 内容別件数には、次頁(2)共通事項の指摘件数を含む。

(2) 共通事項

ア 歳入調定遅れについて（注意事項）

次の(ア)～(テ)の歳入事務について、調定をしなければならない日から遅れて調定されている。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めるときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

- (ア) 令和3年度募集事務地方公共団体委託費（平和交流・男女参画課）
- (イ) 戻入金の振替歳計外収入（人事課）
- (ウ) R3.7月支給分の給料戻入に係る雇用保険料の還付（人事課）
- (エ) 再任用短時間職員の雇用保険料個人負担分の振替（人事課）
- (オ) 真和志庁舎職員駐車土地使用料（管財課）
- (カ) 市有地一般貸付料（管財課）
- (キ) 軍用地料（那覇軍港）（管財課）
- (ク) 令和3年度社会保障・税番号制度システム整備費補助金（情報政策課）
- (ケ) 令和3年度マイナポイント事業費補助金（増額変更）（情報政策課）
- (コ) 沖縄振興公共投資交付金（街路事業）（都市計画課）
- (カ) 沖縄振興公共投資交付金（街路事業）（都市計画課）
- (シ) 沖縄振興公共投資交付金（モノレール事業）（都市計画課）
- (ス) 令和3年度社会資本整備総合交付金（道路管理課）
- (セ) 令和3年度道路局所管補助金（負担金）（道路管理課）
- (ソ) 令和2年度（繰越）社会資本整備総合交付金（道路管理課）
- (タ) 令和2年度（繰越・補正）道路局所管補助金（負担金）（道路管理課）
- (チ) 防災・安全交付金（都市公園事業）（花とみどり課）
- (ツ) 沖縄振興公共投資交付金（都市公園事業）（花とみどり課）
- (テ) 公園使用料（那覇市公園有料駐車場管理・運営事業）4件（公園管理課）

イ 予定価格の適正な設定について（注意事項）

次の2件の業務委託は、入札公告時点で、当初予算数量から減になっていることを把握していたにも関わらず、再度見積りを徴収することなく、当初予算の数量で予定価格を設定している。

那覇市契約規則第10条第2項では、予定価格は、数量の多少などを考慮し、適正に定めなければならない旨規定している。

予定価格の設定に当たっては、関係規則を遵守し、適正に行われたい。

- (ア) 令和3年度地籍調査データ整備業務（資産税課）
- (イ) 自治体中間サーバー情報連携用機器等の購入・設定業務委託契約（保守）（情報政策課）

ウ 随意契約事務の適正な処理について（注意事項）

次の2件の業務委託は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約としているが、財政課長合議が行われていない。

那覇市予算決算規則では、同号の随意契約の場合、財政課長に合議をしなければならない旨規定している。

随意契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

(ア)那覇市市制100周年記念グッズ販売委託（企画調整課）

(イ)セキュリティ強靱化に伴う管理システム等運用保守業務委託契約（情報政策課）

(3) 各部署の指摘事項等

【総務部】

○ 防災危機管理課

ア 補助金の歳入調定遅れ及び監査指摘事項等の措置を怠ったことについて（是正事項）

沖縄県市町村支援事業補助金の歳入事務について、調定しなければならない日から遅れて調定されている。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めるときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

当該歳入調定遅れについては、令和2年度後期定期監査においても注意事項とされた。その措置として、調定処理についてダブルチェックを行うなど事務処理体制の強化を図り、適正な事務処理に努めている旨通知があり、監査委員がこれを公表した。しかし、令和3年度においても同様の歳入調定遅れが繰り返されており、注意事項に対する措置が機能していない。

監査における指摘等を重く受け止め、歳入の調定事務に当たっては適正な事務処理が確実に行われるよう、必要かつ十分な措置を講じられたい。

【企画財務部】

○ 企画調整課

ア 契約事務について（注意事項）

令和3年度RPA等導入・運用支援業務委託は、契約保証金を免除する根拠として、予算執行伺いでは、那覇市契約規則第30条第1項第7号を適用するとしているが、契約書では、同項第9号を適用するとし、適用号の変更の手続きをせずに契約している。

契約事務に当たっては、適正な事務処理を行われたい。

○ 財政課

ア 歳出予算の計上について（要望事項）

公債費（一般会計一時借入金利子）は、当初予算額600万円に対し、執行済額は4,186円（執行率0.1%）となっている。

那覇市予算決算規則第6条第4号では、予算見積書作成上の留意事項として「前年度実績又は適正な額」により予算の見積りを行うこととされている。

歳出予算の計上に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

○ 情報政策課

ア 期間を延長する契約について（注意事項）

「新公共施設予約システム構築及び運用業務委託契約」及び「オンライン決済ASP加盟店契約（コンビニ決済ASPサービス使用料）」は、令和3年3月31日を終期とする契約であったが、業務の事情により1年間延長する必要が発生したため、令和3年度予算において単年度分の委託料を確保し、令和3年4月1日に1年間の期間を延長する変更契約が行われている。

地方自治法第208条第2項は会計年度独立の原則が定められており、本件は令和3年度の単年度予算であることから、新規契約を締結する必要があった。また、変更契約とするのであれば、令和2年度において債務負担行為を設定した上で3月31日までに契約締結する必要があった。

期間を延長する契約においては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

○ 納税課

ア 契約の自動更新における債務負担行為の設定について（注意事項）

ペイジー口座振替受付端末維持管理業務委託契約は、「別段の意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間本契約書を自動更新する」旨の契約条項を設け、債務負担行為の設定をすることなく、平成30年10月1日に当該年度末を期間として締結し、現在まで更新している。

地方自治法第214条は、地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない旨定められている。当該契約は、翌年度以降に支出を伴うような更新の決定がその前年度に行われる契約であり、翌年度以降において債務を生じることから、債務負担行為として予算で定める必要があった。

契約事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

イ 契約事務について（是正事項）

カラープリンター賃貸借契約は、予定価格を42万1,200円と定め、那覇市契約規則第20条第6号を適用し、随意契約を締結している。

しかしながら、当該契約の種類は、同条第3号に規定する「物件の借入れ」に該当するものであり、随意契約によることができる場合の限度額40万円を超えていることから、本来は入札を実施する必要があった。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【都市みらい部】

○ 都市計画課

ア 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

都市計画全国大会オンライン開催参加費の支払のため受領した前渡金について、支払が終了した日は令和3年10月18日、精算日は同年11月18日となっており、精算が遅延している。

那覇市会計規則第57条第1項第3号は、支払が終了した日から7日（本市の休日の日数は、参入しない。）以内に精算しなければならない旨規定している。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

○ 道路管理課

ア 道路占用料の歳入事務について（注意事項）

道路占用料に係る歳入事務について、一定の時期において調定をしなければならない日（占用の許可をした日）から遅れて調定されている事例が多数あった。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めるときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。また、那覇市道路占用料徴収条例第3条は、占用料は、占用の許可をしたとき又は占用の協議が成立したときに納入通知書により徴収する旨定めている。

歳入事務に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

○ 花とみどり課

ア 随意契約における見積書の徴取について（注意事項）

令和3年度公園予定地除草作業業務委託（その2）、（その3）及び（その4）はそれぞれ那覇市契約規則第20条第6号に基づき随意契約を締結しているが、契約事務において予定価格設定のための見積書は徴取されているものの、随意契約によろうとする場合の見積書が徴されてい

ない。

那覇市契約規則第23条第1項は、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない旨規定している。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

○ 公園管理課

ア 契約事務について（注意事項）

漫湖公園他1公園自家用電気工作物保安管理業務委託及び新都心公園自家用電気工作物保安管理業務委託は、公園の場所が異なることを理由にそれぞれ那覇市契約規則第20条第6号に基づき随意契約を締結している。

しかしながら、これらの契約は1件の契約として競争入札の方法により契約締結することができると思われる。

契約事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

イ 契約保証金について（注意事項）

令和3年度新都心公園ジョギングコース修繕工事契約における契約保証金につき、那覇市契約規則第30条各号に定める免除条項に該当しないにも関わらず、該当するとの誤認から契約保証金の納付をさせていない。

地方自治法施行令第167条の16第1項は、普通地方公共団体は、当該地方公共団体と契約を締結する者をして契約保証金を納めさせなければならない旨定めている。

契約事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【まちなみ共創部】

○ 建築指導課

ア 概算払いにおける精算事務の遅れについて（注意事項）

令和3年度建築設備検査員講習の概算払いを受領した旅費について用務が終了した日は令和3年12月3日、精算日は同年12月28日となっており、精算が遅延している。

那覇市会計規則第62条第1項は、「概算払を受けた者は、用務を終了した日から起算して7日（本市の休日の日数は算入しない。）以内に精算報告書に証拠書類を添えて精算しなければならない。」と規定している。

概算払いにおける精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

○ 技術総務課

ア 入札の公告について（注意事項）

那覇市字宇栄原・宇栄原四、五、六丁目地籍調査業務(H3工程)に係る入札の公告において、入札参加資格要件について記載すべき事項が不十分であった。

那覇市制限付き一般競争入札実施要綱の第4条第2項第8号では、入札参加資格要件の審査に関する事項について、市長は公告するものとする旨規定している。

入札の公告に当たっては、関係要綱を遵守し、適正な事務処理を行われない。

2 その他

(1) 調定決定調書兼通知書の作成について

今年度の前期及び後期定期監査において、調定決定調書兼通知書について、実際の起票日より調定日を大きく遡り作成している事例が散見された。

このように作成された当該通知書を書面上で確認した場合、起票日の表示はなく、調定日のみが表示されているため、当該遡った調定日に起票されたように誤認される。

那覇市文書取扱規程第4条は、文書は、正確、迅速かつ丁寧に取り扱い、常にその処理過程を明らかにしなければならない旨定めている。

よって、調定決定調書兼通知書の作成に当たっては、公文書の公正性、信頼性を確保する観点からも、今後改善を検討されたい。

また、現状において、当該通知書が出納室に提出された際、出納室において歳入内容（所属年度、歳入科目等）の確認が行われているが、調定事務については、那覇市会計規則第20条第1項において課長の権限とされていること、また、出納室による確認等の権限については規定がないことに留意されたい。